

外国人登録証明書が在留カード・特別永住者証明書とみなされる期間

永住者	改正入管法施行日において 16歳以上の方	平成27年7月8日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	平成27年7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動（特定 研究活動等によ り4年又は5年 の在留期間を付 与されている者 に限る）	改正入管法施行日において 16歳以上の方	在留期間の満了日又は平成27 年7月8日のいずれか早い日ま で
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	在留期間の満了日、平成27年 7月8日又は16歳の誕生日の いずれか早い日まで
それ以外の在留 資格	改正入管法施行日において 16歳以上の方	在留期間の満了日まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の 誕生日のいずれか早い日まで
特別永住者	改正入管法施行日において 16歳以上の方で旧外国人 登録法に基づく次回確認（切 替）申請期間（以下「確認期 間」という。）が平成27年 7月8日までに到来する方	平成27年7月8日まで
	改正入管法施行日において 16歳以上の方で確認期間 が平成27年7月8日後に 到来する方	確認期間の始期である誕生日 まで
	改正入管法施行日において 16歳未満の方	16歳の誕生日まで